法律公布奏上及び通知

五月二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

地域再生法の一部を改正する法律

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律

学校教育法等の一部を改正する法律

森林経営管理法

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律

報告書及び文書受領

五月二十五日内閣から、国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づく二千十七年の国際労働機関第百六回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

また、同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十九年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十年度水産施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は五月二十四日ロシア国へ出張のため出発した。

○経済産業大臣臨時代理

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣松山政司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる（以上五月二十四日）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　伊原　純一

（大臣官房総合政策・政策評価審議官）厚生労働事務官　岸本　則惠（本多　則惠）

国際労働機関第百七回総会日本政府代表を命ずる

期間は平成三十年六月二十二日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部　大使）外務事務官　志野　光子

（同　公使）同　中込　正志

（同　参事官）同　松原　哲也

国際労働機関第百七回総会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成三十年六月二十二日までとする（各通）

（自治行政局公務員部公務員課長）総務事務官　諸戸　修二

（雇用環境・均等局勤労者生活課）厚生労働事務官　平嶋　壮州

（内閣人事局調査官）内閣事務官　馬場　奈美（森　奈美）

（内閣人事局企画官）同　平野欧里絵

（大臣官房国際課国際労働・協力室室長補佐）厚生労働事務官　井上　栄貴

（欧州連合日本政府代表部一等書記官）外務事務官　渡邉　一真

（自治行政局公務員部公務員課課長補佐）総務事務官　中井麻祐子

（大臣官房国際課国際労働・協力室室長補佐）厚生労働事務官　寺村　健作

（国際協力局地球規模課題総括課専門機関室課長補佐）外務事務官　領五　有希

国際労働機関第百七回総会日本政府代表顧問を命ずる

期間は平成三十年六月二十二日までとする（各通）

（一般社団法人日本経済団体連合会雇用政策委員会国際労働部会部会長）　得丸　洋

国際労働機関第百七回総会使用者代表に指名する

期間は平成三十年六月二十二日までとする（各通）

（日本労働組合総連合会会長代行）　逢見　直人

国際労働機関第百七回総会労働者代表に指名する

期間は平成三十年六月二十二日までとする

（一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部参事（ＩＬＯ理事））　松井　博志

国際労働機関第百七回総会使用者代表代理に指名する

期間は平成三十年六月二十二日までとする

（日本労働組合総連合会参与（ＩＬＯ理事））　郷野　晶子

国際労働機関第百七回総会労働者代表代理に指名する

期間は平成三十年六月二十二日までとする

（一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹）　森田　清隆

（一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部主幹補）　釜野　康子

国際労働機関第百七回総会使用者代表顧問に指名する

期間は平成三十年六月二十二日までとする（各通）

（日本労働組合総連合会会長代行）　川本　淳

（日本労働組合総連合会総合国際局長）　元林　稔博

（日本労働組合総連合会総合男女雇用平等局長）　井上久美枝

（公務公共サービス労働組合協議会事務局長）　吉澤　伸夫

（全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員）　篠塚しのぶ（山中しのぶ）

（日本労働組合総連合会企画局次長）　丸田　満

（日本労働組合総連合会国際局次長）　伊古田隆一

（日本労働組合総連合会雇用平等局部長）　松野奈津子

（日本労働組合総連合会国際局部長）　山口　博臣

国際労働機関第百七回総会労働者代表顧問に指名する

期間は平成三十年六月二十二日までとする（各通）

（以上五月二十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月二十四日午後三時四十三分御出門、映画『羊と鋼の森』特別試写会を御鑑賞のため、ＴＯＨＯシネマズ六本木ヒルズ（港区）へ行幸啓、同五時四十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ジョージア国の独立記念日につき、五月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、アゼルバイジャン国の国祭日につき、五月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エチオピア国の国祭日につき、五月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成30年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について

平成30年度における土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に規定する技術管理者試験の実施について、同令第12条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月29日　環境大臣　中川　雅治

1　平成30年度技術管理者試験（以下「試験」という。）を行う期日　平成30年11月11日（日曜日）

2　試験を行う場所　仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市

3　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成30年7月9日（月曜日）から平成30年8月15日（水曜日）までに、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（日本郵便株式会社上野郵便局私書箱第122号、電話番号03（5610）3150）に郵便により提出すること。平成30年8月15日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4　その他　試験の受験申請書等の入手方法その他試験の実施に関する問い合わせは、平成30年6月4日（月曜日）以降、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局に対して行うこと。